

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

警察庁丙備二発第21号、丙企画発第35号
丙生企発第55号、丙刑企発第37号
丙交企発第45号、丙情企発第39号
令和2年4月7日
警察庁警備局長
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁情報通信局長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応に係る留意事項等について（通達）

本日、新型コロナウイルス感染症のまん延により国民生活及び国内経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるなどとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がされ、緊急事態措置を実施すべき期間として令和2年4月7日から5月6日、実施すべき区域として埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする旨が公示された（別添1）。また、これに併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が改正された（別添2）。

警察においては、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月10日作成。以下「行動計画」という。）に基づく対策のほか、関係各部門から示達した対策等を講じているところであるが、緊急事態宣言等を受け、下記の留意事項を踏まえつつ、対応に万全を期されたい。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における特措法上の措置等

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における特措法上の措置

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態において、その区域の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に含まれる都道府県の知事（以下「特定都道府県知事」という。）が実施し得る特措法上の措置としては、

ア 住民に対する不要不急の外出の自粛の要請（第45条第1項）

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国内経済の混乱を回避するため必要があると認めるとき

は、住民に対し、特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

イ 多数の者が利用する施設の使用の制限、停止等の要請（第45条第2項）

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設、興行場その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止等の措置を講ずるよう要請することができる。

ウ 臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（第49条）

臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。土地等の所有者又は占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき等には、同意を得ないで当該土地等を使用することができる。

のほか、他の地方公共団体に対する応援の要求（第39条）、指定行政機関等に対する職員の派遣の要請（第42条）、緊急物資、衣料品等の運送要請（第54条）、物資の売渡しの要請（第55条）等が規定されている。

(2) その他

ア 特定都道府県知事であるか否かにかかわらず、都道府県知事においては、緊急事態宣言がなされない場合であっても、公私の団体又は個人に対し、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス感染症対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる」と規定されている（第24条第9項）。

イ 基本的対処方針においては、まずは第45条第1項による外出の自粛の要請を行うものとされ、第45条第2項による施設の利用制限の要請は、外出の自粛の要請の効果を見極めた上で行うものとされている。また、催物開催の制限については、まずは第24条第9項による協力の要請を行うこととし、これに応じない場合には第45条第2項による要請等を行うものとされている。

ウ なお、特措法においては、警察が行使し得る特別な権限に関する規定は設けられておらず、一般的な警察権限に関する法令の枠内での対応が原則となる。

2 緊急事態宣言を受けた警察の取組及び留意事項

行動計画においては、警察の取組として、水際対策の支援、医療活動の支援、社会秩序の維持、緊急事態措置に対する支援、重点的感染防止策の支援等が予定されているところであるが、これらについて現時点で留意すべき事項は以下のとおりである。

(1) 警戒警備の実施

検疫強化に伴う空港、指定待機場所等における警戒を引き続き行うとともに、医療施設（臨時の医療施設を含む。）等におけるトラブル等の防止のため、自主警備の強化を要請するなどの管理者対策を行うとともに、必要に応じて警戒警備を行うこと。

また、知事部局が行う外出自粛、施設の利用制限等の要請等に際して、トラブル等が予想される場合には、必要に応じて警戒警備を行うこと。

(2) 社会秩序の維持

感染拡大に伴う混乱等に乗じた各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約、各種媒体を活用した広報啓発活動を進めるとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底すること。

また、国内の感染拡大や外出自粛等の措置に伴い、社会的混乱が発生するおそれがある場合に備えて、相談対応を通じた住民等の不安の軽減に努めるとともに、各種警察活動における機動隊の多角的運用を含め、組織の総合力を発揮して治安の維持確保を推進すること。

(3) 感染防止

警察職員の感染防止に向けた取組については、これまでも「警察職員等における新型コロナウイルス感染症への対策等について（通達）」（令和2年2月18日付け警察庁丙給厚発第5号ほか）のほか、関係部門から個別の警察活動に関する留意事項等が示達されているところであるが、これまでに警察職員の新型コロナウイルスへの感染が確認されている実態も踏まえ、引き続き、これらの取組を徹底するとともに、創意工夫をこらした具体的な感染拡大防止措置を講じること。

また、メールの活用等により、職員同士の接触を避けるよう業務の実施方法を見直すほか、不要不急の業務の延期又は中止を徹底すること。

(4) 業務継続のための体制の確保

新型コロナウイルス感染症がまん延し、欠勤者が増加した場合に備え、優先度の高い業務を選別するとともに、実際に職員等の感染事案が発生した場合には、個別具体的な状況に応じ、警察本部から警察署に必要な人員を応援派遣するなどにより、必要な業務継続体制を確保すること。

3 その他

(1) 関係機関との連携の強化

知事部局等の関係機関との連携を強化し、感染状況等に関する現状把握を行うとともに、知事部局が実施する措置に伴うトラブル等防止のための警戒警備等各種警察活動が適切に行われるよう努めること。

(2) 知事部局からの要請への対応

知事部局が行う住民への外出自粛要請等への協力を要請された場合、警戒活動等所要の措置を通じて適切に対応すること。

(3) 警察庁への報告

緊急事態宣言等に伴う各種措置等については、遅滞なく警察庁に報告すること。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕

官庁事項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示

〔新型コロナウイルス感染症対策本部〕

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に関する公示の一部を変更する公示（同）

官庁報告

官庁事項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり、新型コロナウイルス感染症（同法附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言し、次のとおり公示する。

令和二年四月七日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 安倍 晋三

（一）緊急事態措置を実施すべき期間 令和二年四月七日から五月六日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第三十二条第五項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

（二）緊急事態措置を実施すべき区域 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

（三）緊急事態の概要 新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に関する公示の一部を変更する公示

新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十八条第五項において準用する同条第二項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に関する公示（令和二年三月二十八日）の一部を次のように変更したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和二年四月七日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 安倍 晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

28

& *

& (' %

%(

%)

